

労働契約の無期転換ルールについて

再度の案内になります。労働契約法の改正により、平成 25 年 4 月より労働契約の無期転換ルールが施行されました。法律施行より 5 年を向かえる平成 30 年 4 月より、平成 25 年 4 月以降の多くの有期労働契約者に労働契約期間の定めがない労働契約への転換が見込まれます。概要を紹介しますので、ご確認をよろしくお願い致します。

【無期転換ルールの概要】

無期転換ルールは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が 5 年を超えて反復更新された場合、有期契約労働者（契約社員、パートタイマー、アルバイトなど）からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。契約期間が 1 年の場合、5 回目の更新後の 1 年間に、契約期間が 3 年の場合、1 回目の更新後の 3 年間に無期転換の申込権が発生します。有期契約労働者が使用者（企業）に対して無期転換の申込みをした場合、無期労働契約が成立します（使用者は断ることができません）。



※裏面に参考様式載っております

【特例措置】

高度専門職、60 歳以上の継続雇用の高年齢者については、以下の手続きをすることにより、無期転換ルールの適用除外が可能です。ここでは、60 歳以上の継続雇用の高年齢者について紹介します。

- ①対象の労働者に関して、能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置の計画の作成
- ②作成した計画を管轄の労働局へ提出
- ③計画が適切であれば、認定
- ④対象労働者について、無期転換ルールの適用が除外

※計画等の提出については、申請書と雇用管理に関する措置が確認できる書類（就業規則等）が必要となります。

※雇用管理に関する措置とは、高年齢雇用推進者の選任、職業訓練の実施、作業施設・方法の改善、健康管理・安全衛生の配慮、職域の拡大、職業能力を評価する仕組み・資格制度・専門職制度等の整備、職務等の要素を重視する賃金制度の整備、勤務時間制度の弾力化のいずれかを実施することです。

※65 歳までの継続雇用制度や 65 歳制以上の定年制度等も講じていることが必要となります。



参考様式 無期労働契約転換申込書・受理通知書の例

無期労働契約転換申込書

殿

申出日 平成 年 月 日

申出者氏名 _____ 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

受理日 平成 年 月 日

職氏名 _____ 印

あなたから平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 ☎ 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

